

副 本

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

第2 準備書面

2024年6月19日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら代理人弁護士 山本志都



原告らは、本書面で、被告の行為の違法性に関する事実のうち特に提訴後の事情について主張するとともに、被告の行為によって原告らが差別を受けずに平穏に生きる権利を侵害され損害を受けることに関連する前提的な事実として、近時発生した被差別部落に対する差別事件について主張する。

第1 被告の行為の違法性に関する事実～提訴後の事情

1 大阪地裁の仮処分決定

大阪府在住の70代男性が、被告が2021年11月10日に示現舎のホームページ「部落探訪」（後に「人権探訪」とカテゴリー名は変更される）上に投稿した、男性自身の暮らす地域についての写真と記事（人権探訪（247））を対象として記事削除の仮処分及び公表禁止の仮処分などを求めた仮処分命令申立事件に

ついて、大阪地方裁判所は、①本件記事は被差別部落の所在を示すものであって、②本件記事の掲載は、差別的な扱いを受けるおそれなく平穏な生活を送ることができるという債権者の人格的な利益を侵害するものであり、③債権者は、本件記事に係る情報の削除を求める権利を有し、また、記事が削除されたとしても債務者が他の方法で本件記事と同内容の記事を公表するであろうことが明らかに予想されるから、本件記事と同内容の記事の公表差止めを求める権利を有するとして、記事削除の仮処分及び記事公表禁止の仮処分を認めた（甲55、甲56）。

この事件は、関連事件の高裁判決で認められた人格権についての理解を前提にして、本件で差止めの対象としている各記事と同様の記事について、記事の削除を命じたものである。決定の中では、本件記事が写真と解説文を組み合わせる本件地域が被差別部落である旨を示すことによって債権者の人格的な利益を侵害するものである旨、認定されている（甲55・7頁）。

仮処分決定後、被告は、仮処分の対象となった記事の掲載を取りやめている。

2 提訴後に行われた埼玉県内被差別部落に関する記事の掲載

被告は、本件提訴後、「人権探訪」のカテゴリー名を「曲輪クエスト」と変更した上で、本件各記事と同様に、被差別部落を特定し晒す記事の掲載を続けている。

これらの記事の掲載は、2015年12月、「部落、あるいは同和地区と呼ばれる地域には不思議な魅力がある。／公式には差別される地域であり、行政的にはその場所は半ば秘密とされること自体に興味をかき立てるものがあるが、実際にその地を訪れると実に多種多様な部落があることが分かる。／本シリーズは、そんな部落のなかでも選りすぐりの地を探訪し、レポートするものである。」という記載で始まった（すなわち、このカテゴリーに記載されている記事は全て被差別

部落を特定するものであるということが、被告自身によって明示されている)。現在まで約8年半でその掲載数は365にのぼり、実に平均8.5日に1回の割合で新しい記事が掲載されたことになる。

2023年12月6日、原告らは本件提訴を行ったが、その後、24本の記事が新しく掲載されている。そのうちの6本で、被告は、以下のとおり、埼玉県内の地域を取り上げ、現在もなお各記事はウェブサイト上に掲載されている。

曲輪クエスト（357） 上尾市■・▲ 投稿日 4月3日

曲輪クエスト（358） 上尾市●・▼ 投稿日 4月10日

曲輪クエスト（359） 杉戸町■ 投稿日 4月24日

曲輪クエスト（360） 幸手市■ 投稿日 5月8日

曲輪クエスト（361） 久喜市■ 投稿日 5月15日

曲輪クエスト（362） 久喜市▲ 投稿日 5月22日

曲輪クエスト（363） 加須市■ 投稿日5月29日

上記埼玉県内の被差別部落を摘示する記事の掲載は、本件提訴後に連続して行われており、しかも、被告は、上述した大阪地裁の仮処分決定の前後にわたって投稿を行っている。

このことから、①被告は、被差別部落を特定して晒す記事を掲載することについて、きわめて強固で執拗な意図を有していること、②いったん同様の記事で仮処分決定が出され、記事掲載を停止することを余儀なくされても、その司法判断を尊重する姿勢をみじんも有していないこと、③全国初の提訴がなされた埼玉県において、被告はあえて挑発的な対応をとってきていることが明らかになる。

原告らは、上記記事についても、近く被告に対して、記事の掲載差止め等を求める訴えを提起する所存である。

3 新潟県内の被差別部落に関する記事の掲載の差止め等を求める訴訟

2024年1月24日、新潟県内の個人原告3名と部落解放同盟新潟県連合会とが原告となり、本件被告及び示現舎を被告として、新潟県内の被差別部落や原告らに係る記事や動画の掲載の削除及び損害賠償を求める訴訟が提起され、新潟地裁に係属している。この訴訟では、「曲輪クエスト」に掲載されている15の地域に関する記事及び動画が削除の対象に含まれている。

被告は、提訴後に係属部の裁判官らが記録閲覧等の制限決定を行ったことを理由として、係属部の裁判官3名全員について忌避の申立てを行い、現在、実質的な審理は停止状態にある。

これは、被告が、訴訟の進行を遅延させることにより、記事の掲載を少しでも引き延ばそうとする姿勢の現れといえる。

4 情報流通プラットフォーム法の制定

本年3月、国会に提出された、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の改正、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」（以下、「情プラ法」という。）は、5月10日に成立した（公布日5月17日、施行は公布日から1年以内の政令で定める日）。

同法は「プロバイダ責任制限法」の名称を変更し、内容的にも大きく改変した。総務省は、改正の理由について「近年、インターネット上のSNS等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送

信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を課す等の措置を講ずる必要がある」ためとしている（被告やその追従者による被差別部落の特定や晒し行為がここで言われる「他人の権利を侵害する情報の流通」に該当することは指摘するまでもない）。そして、インターネット上の表現において人権侵害がおこなわれ時に大きな被害が発生することから、その弊害に対処するために、「侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化」（＝削除手続）や「送信防止措置」の実施状況の透明化を図るための義務」（＝削除手続の透明化）について、従来よりも進んだ法的対応を行おうとすることが狙いである。

今次改正においては、大規模な事業所について、削除申出の窓口や手続の整備・公表、削除申出に対する対応体制の整備、削除申出に対する判断と通知、削除に関する基準の策定・公表などが義務づけられた。

このような大きな改正が行われたのは、被告らがこの間行ってきた被差別部落に関する情報のさらしなどのインターネット上の差別情報の横行が目にあまり、迅速かつ的確に被害者を救済する必要性が認められたためである。これまでインターネットの誹謗中傷や人権侵害に対して、事業者は決して積極的ではなく、悪質な投稿や誹謗中傷が放置される事態が生じていた。法改正の議論の中では、自民党の特命委員会において、部落解放同盟委員長が被告による「部落探訪」や「全国部落調査復刻版」の問題を取り上げ、被差別部落をさらす投稿記事の削除の必要性について訴えた。実際に情プラ法で大規模事業者がもうけることを要求されている侵害情報専門員について「我が国の文化・社会的背景に明るい人材」の配置が求められていることは、部落差別問題について今次改正が重要視していることを示すものである。

このようにみると、情プラ法が成立したことも、被告の行為が、いかに広汎な人権・人格的利益の侵害をもたらしているかを明らかにする証左といえる。

第2 インターネット上の情報提供などが原因でおこった近時の差別事例

被告は、答弁書で「原告らには損害が発生していない」と繰り返し主張している。しかし、被告が被差別部落をインターネット上でさらす行為を繰り返すことは、被差別部落に対する差別意識を喚起するとともに、身元調査や土地調査の材料として悪用され、地区住民の平穏な生活を脅かすものとなる。

そのことを示す事例を以下紹介する。このような事例の詳細が明らかになるのは事柄の性質上、氷山の一角といえ、同様の事態は全国各地でおきていることが推認できる。

1 千葉県的事例

2023年4月、千葉県S町で、インターネットの動画を見て親に「あの辺は部落というのだ」と教えられた男子中学生が、同和地区内に居住する中学1年の男子に対して、「おまえんちがネットに出ている」、「お前のところは部落っていうのか」とからかった。この中1男子が自分の母親に「ここは部落っていうのか」と尋ねたことから事情が判明した。母親と中1の兄の会話を傍らで聞いていた小学4年生の弟も、「ぼくもそう言われたことがある」と話した。

母親は、二人の子どもが同様に友人から「部落」と言われたことにショックを受けて、地元の部落解放同盟の支部長に相談した。同月中に、母親は支部長とともにS町教育委員会に出向き、いじめや差別の対象にならないよう必要な対策を講ずるよう求め、学校長にも面会して、学校でいじめなどが起きないように対応を要請した。母親は、子どもたちがいじめの対象になったり、被差別部落と関連づけたあだ名をつけられてからかわれたりすることを危惧している。

原告らは、関連訴訟でも、インターネット上の記事の掲載が若年層や子どもたち

に誤った印象や意識を植え付ける可能性があることを指摘してきたが、これはまさにその典型例といえる。

2 三重県の事例

2022年の夏、三重県の若い教員夫婦が、マイホームを建てるために大手ハウスメーカーに土地のあっせん注文住宅の建築を相談した。ハウスメーカーは何件かの土地を紹介し、教員夫婦はある土地を購入することに決め、土地購入の仲介を宅建業者に依頼し、2023年5月、地主との間で売買契約を締結した。

ところが、同年6月、夫から「同和地区と知っていて土地を紹介したのか。特記事項にも記載がなく、説明がなかった。違約金は払わない」という趣旨の連絡があった。また、教員夫婦と夫の両親がハウスメーカーに直接赴き、「なぜ同和地区にある土地を薦めたのか」と発言した。さらに、同年7月、教員夫婦の代理人弁護士が宅建業者に「同和地区を紹介したことは信義違反だ」「憲法上の財産権、移住権の自由の侵害である」などと記載した通知を送付し、契約の解除と慰謝料の支払いを求めた。

宅建業者は納得がいかず、三重県差別解消調整委員会に不当な差別にもとづく紛争として申立てを行い、知事による指導を求めた。三重県は調査を行った上で、2024年1月に差別解消調整委員会に諮問し、同委員会の答申に基づいて同年2月29日、教員夫婦に対して説示を実施した。

その内容は、「差別部落の土地であることを理由に土地購入を避けたいと意思表示を行うこと、また、不動産売買契約後に被差別部落の土地であることを理由に契約の取消し、解除を申し出ることは部落差別であり、条例【代理人注「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」】第2条第2号に定める不当な差別に該当します。」というものであった。また、同条例の人権侵害行為の禁止や、県民の責務、

公務員の役割さらに教育基本法第9条（教員の使命の自覚と職責の遂行）の条文をあげたうえで、「県の公務員により引き起こされたこの部落差別行為は、これまでの本県の取組を無化しかねない行為」と厳しく指摘し、「部落差別は、その歴史的経緯や構造上、被害を受けた者が声を挙げづらいという性質をもつものであることから、本件行為が、申立人のみならず、売主とその関係者にもたらした苦痛を理解し、自らの行為の不当性を十分認識するとともに、部落差別に関する正しい知識と認識を深め、今後二度と同様の行為を行うことのないよう説示します」というものだった。

本件は、被差別部落への忌避意識にもとづいて地区を避ける者がいること、その忌避意識は極めて根深いことを示す事件である。

そのような現実にあまれば、被告の掲載した本件各記事は、土地調査の材料として悪用される可能性が極めて高い。

3 東京都の行政書士の事例

2024年1月に部落解放同盟東京都連合会に対して、「戸籍の不正取得がおこなわれている」という趣旨の匿名の通報があり、同年2月に東京都行政書士会と協議を行ったところ、以下のような事実が判明した。

2023年1月、東京都行政書士会に匿名の通報があり、職務上請求書の写真が添付されていたため、同会は職務上請求書の名義となっていた●行政書士を呼び出し事情聴取した。その際、交付している2冊の職務上請求書の控えを持って来るよう要請したが、●行政書士は、1冊については紛失したとして持参しなかった。また、持参した2019年交付の請求書のうち4枚は引きちぎられており、未使用の27枚にはすでに調査会社が補助者として社判が押されていた。

このような事情から、東京都行政書士会は職務上請求書の不正使用があったと判断して綱紀委員会にかけ、●行政書士は廃業勧告処分となった。●行政書士は、全

国約20社の民間の探偵社が加盟してつくっている「探偵協会」の理事であり、探偵協会は「特殊情報データ」として戸籍や携帯電話情報など個人情報在全国の調査会社に販売していることも判明している。

本件で職務上請求書が何に使われたのかまでは不明だが、行政書士が調査会社からの依頼を受けて戸籍や住民票の写しを不正に取得したり、職務上請求書そのものを丸ごと調査会社に交付したりすることが現在も行われていることが分かった。その背景には、戸籍を不正に取得して、その戸籍から調査対象者の親族の出身地や先祖の出身地を探り出し、別にある被差別部落の地名リストなどと照合して出身を割り出すという身元調査が存在している。

被告が、被差別部落を特定する投稿を繰り返していることで、この投稿は地名リストの代用品としての役割を果たすことになっている。しかも、被告の投稿は写真や動画を伴っている詳細なもので、その内容には、特定の地域に多い姓を特定するという情報も含まれているので、調査を行おうとする者に対して、より具体的に被差別部落の所在地情報や姓名を提供していることになる。

以上